

菊陽町新型コロナウイルス感染防止対策補助金 申請要領

(菊陽町対面での接客を伴う店舗等における新型コロナウイルス感染防止設備導入等補助金)

令和3年3月29日

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により業況が悪化している町内の対面接客を伴う店舗等での感染防止対策を促し、事業者の事業継続を支援することを目的として、感染防止対策の設備の導入や消耗品を購入された方を対象に補助金を交付します。

2 対象者

下記のいずれかを満たす方

- ・町内に店舗や施設、事業所を構え、その場で対面での接客を行っている事業者
 - ・町内に本社・事業所を構え、タクシー業、運転代行業を行っている事業者
- ※対面接客には、消費者との対応(BtoC)だけでなく、取引業者との対応(BtoB)も含まれます。

【以下の店舗、施設は対象になりません】

- ・「菊陽町飲食店・小売店新型コロナウイルス感染防止対策補助金」を受けた店舗
- ・医療機関、薬局、介護施設、福祉施設など、国や県が実施する「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業」の対象となる施設及び、鉄道・路線バスなど国や県が実施する「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」の対象となる施設
- ・事務のみを行う事業所や、インターネット販売のみを行う事業所など（対面接客を行わない事業所）

3 補助対象経費

令和2年8月4日から令和3年7月30日までに、支払いが発生し、支出の完了した経費で、新型コロナウイルス感染防止に有効と考えられる設備の導入（購入又はリース）及び消耗品の購入に係る経費。

なお、設備の導入対象箇所は、接客を行う場所（接客を行う部屋等）となります。

（事務のみを行う部屋や従業員の休憩室、更衣室等は、対象となりませんのでご注意ください）

【対象例】

- 設備（備品・物品）※設備関係は、申請の際に設置を確認できる写真の添付が必要です
サーキュレーター、換気扇、パーテーション、透明ビニールカーテン・シート、
アクリル仕切り板、空気清浄機、レジ用飛沫防止シート、消毒噴霧器、顔認証型
のAIサーマルカメラ、非接触型温度計、網戸、光触媒による除菌脱臭機、除菌
水生成装置、オゾン発生器
- 衛生用消耗品
消毒液、マスク、フェイスシールド、ゴム手袋、除菌シート

※国の持続化補助金など、他の補助金で導入したものは、対象となりません。

※上記以外の設備の導入や消耗品の購入を考えている方は、事前にご相談下さい。

※消耗品については、申請期限までに使用する量での申請をお願いします。

※リースの場合は、申請期限までの期間が対象となります。（先のお支払い完了が必要です）

4 交付額等

- ・ 1店舗につき「20万円上限」・申請回数は「2回まで」とします。
※20万円までは、町が全額補助します。(千円未満の端数が出た場合は、切り捨てとします。)
- ・ タクシー業、運転代行業の方は、車両1台につき、「3万円上限」とします。
※法人の場合は、台数に応じた上限額があります。

5 申請手続き等

(1) 申請関係書類

次の書類を提出してください。なお、必要に応じて追加書類の提出や説明をお願いすることがあります。また、申請書類は返却致しません。

- 交付申請書（様式第1号）
- 誓約書（様式第2号）
- 導入設備一覧表（様式第3号）

※タクシー業・運転代行業の方と、店舗等の方で様式が違いますのでご確認の上、ご提出ください。

- 導入した設備や購入した消耗品の支払額が分かるもの（領収書の写し等）
- 導入した設備や購入した消耗品の内訳が分かるもの（見積書や請求書の写し等）
※内訳は、設備や消耗品の単価、購入数のことです。領収書の写し等で内訳が確認出来る場合は、見積書や請求書の写しの提出は不要です。
- 振込先口座の通帳の写し（見開き1ページ目）
- 履歴事項全部証明書の写し又は前年度確定申告書別表一控えの写し（法人の方）
- 確定申告書の写し（個人事業主の方）
- 本人確認書類の写し（個人事業主の方）
- 店舗の外観・店内の写真（対面接客を行っている場所の写真）（店舗等の方）
- 営業許可証の写し（タクシー業・運転代行業の方）
- 対象となる車両のナンバープレートと表示灯や表示板がわかる写真（タクシー業・運転代行業の方）

※対象となる車両の分だけ、写真の提供をして下さい。

【設備を導入した方】

- 「設備を設置したことが分かる店内の写真」及び「設備の近接写真」

※同じ設備を複数導入した場合、近接写真は1枚の添付となります。(例えば、同機種の空気清浄機を複数導入した場合、近接写真は1枚、店内設置写真は1台ごとに必要となります。)

(2) 申請書類の取得方法

申請書・誓約書・導入設備一覧表は、菊陽町ホームページから入手をお願いします。ホームページから入手出来ない方は、役場商工振興課で配布致します。

(3) 申請受付期間

令和3年3月29日(月)～令和3年7月30日(金)(予定)

(4) 申請方法

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送により申請をお願いします。

〈宛先〉 〒869—1192

菊陽町久保田2800番地 菊陽町役場 商工振興課 宛

(5) その他

- ・申請に際して、誓約いただく事項がありますので、別紙誓約書の記載事項をよくご確認のうえ、申請をお願いします。
- ・補助金の交付後、交付要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、交付決定を取り消すとともに、補助金の全額を返金していただきます。
- ・申請内容に不正が発覚するなど、町長が必要と認めた場合、事業者名、対象施設などの情報を公表することがあります。

6 問い合わせ先

菊陽町 経済部 商工振興課

電話096—232—2165

受付時間 8:30～17:15(土日祝除く)